

「コンビナート等保安規則の一部を改正する省令案」等について

令和 5 年 8 月
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 概要

令和 4 年 6 月 22 日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号。以下「改正高圧法」という。）が公布された。現行の高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）においては、高圧ガスを製造する一部の事業者に対して、年に一度、設備を停止して都道府県等による保安検査の受検義務等を課している（高圧法第 35 条参照）ところ、主にコンビナートに位置する製油所や化学工場等の大規模事業者を対象に、かかる保安検査を事業者自ら実施することを可能とする旨の特例措置等を付与する認定制度（高圧法第三章の二参照。以下「現行認定制度」という。）がある。改正高圧法においては、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けて現行認定制度の見直しを行うこととし、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度（改正高圧法第 39 条の 13 参照。以下「新認定制度」という。）が創設された。

これを踏まえ、認定高度保安実施者制度の詳細等を定める必要があるため、今般、以下の省令・告示の改正を行う。

省令

- ✓ 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）
- ✓ コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）
- ✓ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）
- ✓ 高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）
- ✓ 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）

告示

- ✓ 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（新設）
- ✓ 高圧ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件（平成十二年十二月二十六日通商産業省告示第八百八十七号）
- ✓ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六条の四の規定に基づく研修に関する告示（平成十二年六月三十日通商産業省告示第四百二十六号）

2. 一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則における主な措置事項

(1) 認定高度保安実施者制度について

(ア) 制度概要

現行の高圧法においては、①完成検査を自ら実施することが可能となる「認定完成検査実施者」制度（高圧法第20条第3項第2号）、②保安検査を自ら実施することが可能となる「認定保安検査実施者」制度（高圧法第35条第1項第2号）の二制度が存在する。また、①②それぞれについて、③認定の有効期間を長期化する制度（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「令」という。）第10条ただし書。以下「スーパー認定制度」という。）が設けられている。

改正高圧法においては、認定完成検査実施者制度と認定保安検査実施者制度を統合し、当該現行の認定制度を発展的に解消した認定高度保安実施者制度を措置する。また、現行認定制度を踏襲して、特に高い保安力を有する事業者については、認定の有効期間を通常の5年間よりも長期化した7年間とする等の特例措置を認める制度を設ける（以下、認定の有効期間が長期化される事業者を「特定認定高度保安実施者」という。）。

(イ) 認定の申請（一般則第94条の7の2、コンビ則第49条の7の2）

認定高度保安実施者の認定の申請は、指定の様式に、認定基準に適合していることを説明する書類等を添えて行う*。

*特定認定高度保安実施者の認定の申請は、指定の様式の右上欄「特定」に丸を付けたうえで、特定認定高度保安実施者の認定基準に適合していることの説明が必要となる。

その際、現行認定制度と同様に、認定の対象とする施設を明らかにすることを要する。具体的には、指定の様式の「自ら完成検査を行う製造施設」・「自ら保安検査を行う特定施設」の欄に、認定の対象とする施設を記載することによって、認定の対象とする施設を明らかにしなければならない。

(ウ) 認定の基準（一般則第94条の7の3、コンビ則第49条の7の3）

認定高度保安実施者の認定の基準は、現行認定制度の基準を踏襲しつつも、以下①～③については追加的な対応を求めることとする。

①コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保

近年、認定事業所において法令違反に起因した認定取消の事案が発生していることを踏まえ、「コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保」が行われていることを追加的に求める。具体的には、以下の要件を追加的に求める（一般則別表第6、コンビ則別表第9及び第10）。

- ・ 監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制が整備されていること
- ・ 保安管理を担当する役員が選任されていること

②高度なテクノロジーの活用

保安分野における高度なテクノロジー活用の促進という認定高度保安実施者制度の制度目的を踏まえ、高度なテクノロジーの活用が行われていることを追加的に求める（改正高圧法第39条の14第1項第2号）。具体的には、以下の要件を追加的に求める（一般則第94条の7の3第2項、コンビ則第49条の7の3第2項）。

- ✓ 保安の確保の方法が高度なテクノロジーを用いたものであること。
- ✓ 高度なテクノロジーを用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。
- ✓ 申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、高度なテクノロジーを用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

③サイバーセキュリティ対策の実施

テクノロジーの活用を促進する一方で、サイバーセキュリティリスクへの備えも行う必要があることから、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を追加的に求める。具体的には、サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていることを求める（一般則別表第6、コンビ則別表第9及び第10）。

（エ）認定に係る調査（一般則第94条の7の3、コンビ則第49条の7の3）

経済産業大臣は、認定の申請者が認定の基準に適合するか否かについて、書類審査及び現地調査等によって確認を行う（一般則第94条の7の3第5項、コンビ則第49条の7の3第5項）。また、経済産業大臣は、専門的技術的事項の確認を行う場合には高圧ガス保安協会等へ調査の依頼を行うことができ、かかる調査依頼を行う場合には、申請者に対して調査通知書を発出してその旨を通知する（一般則第94条の7の4第2項、コンビ則第49条の7の4第2項）。

経済産業大臣は、認定の申請者が認定の基準に適合することを確認した場合には、認定証を交付する（一般則第94条の7の3第6項、コンビ則第49条の7の3第6項）。

（オ）認定の更新（一般則第94条の7の5、コンビ則第49条の7の5）

認定の有効期間は5年間（特定認定高度保安実施者の場合は7年間）であるところ（令第10条の2）、認定高度保安実施者は認定の更新の申請を行うことができる。認定更新時の手続きは、新規申請時の手続きを踏襲する。

（カ）変更の届出（一般則第94条の7の6、コンビ則第49条の7の6）

認定高度保安実施者は、（ウ）の認定の基準に関する事項について変更が生じた場合は、変更届出書に、変更の内容を明らかにした書面を添えて、提出しなければならない。

(キ) 施設の追加（一般則第 94 条の 7 の 7、コンビ則第 49 条の 7 の 7）

認定高度保安実施者が認定の対象施設を追加したい場合、新規申請時の手続きを踏襲する。

なお、特定認定高度保安実施者が施設を追加する場合は、追加する施設についても特定認定高度保安実施者の認定基準を満たす必要がある。また、認定高度保安実施者が施設を追加する場合は、追加する施設について特定認定高度保安実施者の認定基準を満たす場合であっても、特定認定を取得することはできない。

(ク) 認定の承継（一般則第 94 条の 7 の 8、コンビ則第 49 条の 7 の 8）

改正高圧法において、承継者が認定高度保安実施者である場合は、認定高度保安実施者の地位を承継する旨の規定が設けられ、この際、認定高度保安実施者の地位の承継については経済産業大臣へ届け出る必要がある旨が規定された（改正高圧法第 39 条の 19）。

これを受けて、経済産業大臣への届出は、認定高度保安実施者承継届書に承継の事実を証する書面を添えて提出しなければならない旨を規定する。

(ケ) 変更の特例（一般則第 94 条の 7 の 9、コンビ則第 49 条の 7 の 9）

認定高度保安実施者が変更の工事を行った場合、①重要な変更工事については許可、②「軽微な変更の工事」については記録保存、③①②以外については届出、が必要となる。

①「重要な変更」の工事は、(1)特定変更工事、(2)変更の工事により常用の圧力又は常用の温度を変更する製造の方法の変更・強度の再計算を伴う常用の圧力又は常用の温度の変更（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）をいう（一般則第 94 条の 7 の 9 第 1 項、コンビ則第 49 条の 7 の 9 第 1 項）。

②「軽微な変更の工事」は、一般則第 15 条、コンビ則第 14 条に掲げられている工事をいう。

③の工事は、①②以外の工事をいう。

また、「軽微な変更の工事」については、その範囲を拡大する。具体的には、以下の工事を「軽微な変更の工事」の対象に追加する（一般則第 15 条、コンビ則第 14 条）。

- ✓ 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事（第 1 号の 2）
- ✓ 高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び撤去の工事（第 1 号の 3）
- ✓ 一般則第三十三条第二号（コンビ則第十七条第二号）に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。＊）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの（第 4 号の 2）
- ✓ 継手の変更の工事及び当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去の工事（第 8 号ロ）

※認定高度保安実施者については、処理能力の変更を伴う場合を「軽微な変更の工事」の対象から除外

している。これは、認定高度保安実施者については「軽微な変更の工事」を行った場合の行政手続きは記録保存であるところ、処理能力の変更を伴う場合については行政による情報把握が必要であるため、行政手続きを事後届出とする必要があることを踏まえたものである。

②の記録保存となる工事については、以下の項目を記載した記録を作成し、保存しなければならない。なお、電磁的方法による保存も認められる（一般則第94条の7の15、コンビ則第49条の7の15）。

- ✓ 変更の工事の内容又は製造の方法の変更の内容
- ✓ 法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(コ) 完成検査の特例（一般則第94条の7の10、コンビ則第49条の7の10）

認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら完成検査を実施することができる。この場合、認定高度保安実施者は、以下の事項を記載した完成検査の記録を作成し、保存しなければならない（改正高圧法第39条の22、一般則第94条の7の10、コンビ則第49条の7の10）。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる（一般則第94条の7の15、コンビ則第49条の7の15）。

- ✓ 完成検査年月日
- ✓ 完成検査に係る責任者の氏名
- ✓ 完成検査をした特定変更工事の内容
- ✓ 完成検査を行った製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

(サ) 保安人員の選解任の柔軟化（一般則第94条の7の11、一般則第94条の7の12、コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12）

認定高度保安実施者は、保安係員及び保安主任者の選任については製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない（改正高圧法第39条の24第1項、第39条の25第1項）ところ、かかる場合については、高度な情報通信技術の活用等により、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講じることができるなど、適切な保安管理が行える方法で選任を行う必要がある旨を規定する。

また、認定高度保安実施者が保安人員（保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員）の選解任を行った場合は、その旨の届出を要せず、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、免状の写しとともに、当該記録を保存しなければならない。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる（一般則第94条の7の15、コンビ則第49条の7の15）。

- ✓ 選任し又は解任した保安人員の氏名
- ✓ 選任した保安人員の製造保安責任者免状の種類
- ✓ 選任又は解任の年月日

(シ) 保安検査の特例（一般則第94条の7の13、コンビ則第49条の7の13）

認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら保安検査を行うことができる。この場合、認定高度保安実施者は、以下の事項を記載した保安検査の記録を作

成し、保存しなければならない(改正高圧法第 39 条の 27、一般則第 94 条の 7 の 13 第 6 項、コンビ則第 49 条の 7 の 13 第 6 項)。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる(一般則第 94 条の 7 の 15、コンビ則第 49 条の 7 の 15)。

- ✓ 保安検査年月日
 - ✓ 保安検査に係る責任者の氏名
 - ✓ 保安検査をした特定施設
 - ✓ 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果
- また、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、以下の特例が認められる(一般則第 94 条の 7 の 13 第 5 項、コンビ則第 49 条の 7 の 13 第 5 項)。
- ✓ 認定高度保安実施者については、経済産業大臣が認めた保安検査の方法を用いることができる(同条第 1 号)
 - ✓ 特定認定高度保安実施者については、次の①～③のいずれにも該当する保安検査の方法を用いることができる(同条第 2 号)
 - ①製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
 - ②少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
 - ③保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法
 - ✓ 特定認定高度保安実施者については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができる(同条第 3 号)

(ス) 認定取消後の保安検査の受検について(一般則第 94 条の 7 の 14、コンビ則第 49 条の 7 の 14)

認定高度保安実施者には保安検査の方法の特例措置が認められており、本特例措置を活用して、一部の機器の検査周期については、法定の検査周期よりも検査周期を延長して検査を実施している場合がある。このため、認定取消後には、主として法定の検査周期よりも延長して保安検査を実施している機器について、安全性が確保されていない可能性がある。そこで、設備全体の安全性を確認するため、認定高度保安実施者であった者は、認定取消後には、遅滞なく都道府県知事による検査を受けなければならない旨を規定する(一般則第 94 条の 7 の 14 第 2 項、コンビ則第 49 条の 7 の 14 第 2 項)。

また、認定取消後から上記の保安検査を受検するまでの間、認定を取り消された事業者が違法状態になることを回避する観点から、当該保安検査を受検するまでの間は、当該認定を取り消された事業者を認定高度保安実施者とみなして、認定の特例措置の適用を認める旨を規定する(同条第 1 項後段)。

なお、認定取消後の保安検査の手続きは、通常の保安検査の場合の手続きを踏襲して規定している(同条第 3 項～11 項)。

(セ) 特定認定高度保安実施者の認定の取消について(一般則第 94 条の 7 の 16、コンビ則第 49 条の 7 の 16)

特定認定高度保安実施者が特定認定の基準に適合しなくなった場合、経済産業大臣は、当該特定認定に係る特例の適用を認めないことができる旨を規定する。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対してかかる旨を通知する。

(2) 現行認定制度について

(ア) 保安検査の方法の大臣認定制について（一般則第 82 条第 2 項ただし書、第 2 号、コンビ則第 37 条第 2 項ただし書、第 2 号）

認定取得時以外についても保安検査の方法の認定を受けることを可能とするため、「同号の認定に当たり」との規定を削除する。

(イ) 認定取消後の保安検査受検規定

現行認定制度について、(1) (ス) と同一の措置を講じる。

(3) 自主保安高度化事業者制度の特例措置の拡大等（一般則第 37 条第 2 項第 3 号、コンビ則第 37 条第 2 項第 3 号）

自主保安高度化事業者制度は、リスクアセスメントの実施等を条件に規制の合理化（変更工事を行う際の手続きの簡略化、保安検査猶予期間の拡大等）等の特例措置を付与する制度であるところ、本制度の特例措置を拡大する。具体的には、開放検査の実施時期の柔軟化措置（開放検査周期の延長）を導入し、経済産業大臣が認める時期まで開放検査周期を延長できることとする。

(4) 独立行政法人情報処理推進機構への調査の要請（一般則第 95 条の 2、コンビ則第 50 条の 2）

諸外国においては、近年、産業関連設備に関して、サイバー攻撃による石油パイプラインの操業停止や、電力関連施設へのサイバー攻撃による停電といった事案が発生しており、我が国においても、産業保安関連設備に対するサイバー攻撃のリスクが懸念されている。そこで、改正高圧法において、高圧ガスにおける保安の確保上特に重要な事業者について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合には、国は、独立行政法人方法処理推進機構（以下「IPA」という。）に原因究明調査を要請できる旨の措置を行った（改正高圧法第 60 条の 2）。

これを受けて、当該原因究明調査の対象事業者を第一種製造者とする旨を規定する（一般則第 95 条の 2 第 1 項、コンビ則第 50 条の 2 第 1 項）。

また、IPA による調査の対象となった第一種製造者は、IPA が行う調査に協力するよう努めなければならない旨を規定する（一般則第 95 条の 2 第 2 項、コンビ則第 50 条の 2 第 2 項）。

3. 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令における主な措置事項

(1) 指定の区分の追加（第 66 条の 2 第 4 号の 2～第 4 号の 4）

新認定制度の創設に伴い、新認定制度に対応した指定の区分を追加する。また、新認定制度において新たに求めるサイバーセキュリティの確保に関する要件（一般則別表第 6 上

欄第3の項下欄、コンビ則別表第9上欄第3の項下欄等)については、調査にあたって、他の要件とは異なる知見を求める必要があることから、独立の区分を設ける。

(2) サイバーセキュリティの確保の要件に関する検査組織等調査機関の指定の要件 (第66条の4第1項)

サイバーセキュリティの確保に関する要件についての検査組織等調査を実施する者については、以下の要件を求めることとする(第66条の4第1項第4号の2)。

- ✓ 組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みにかかる調査の実務に関する四年以上の経験を有すること
- ✓ 保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有すること

また、サイバーセキュリティの確保に係る要件は、要件の数が少なく審査に要する工数は少ないことを踏まえ、統括検査員及び調査員の数は1名でも可とすることとする(第66条の5第1項第2号)。また、統括検査員と検査員の兼任も可能とする(同条第3項)。

4. 高圧ガス保安協会規則における主な措置事項

(1) 業務方法書で定めるべき事項の追加 (第1条第4号)

高圧ガス保安協会は、高圧法第59条の28第1項に規定されている高圧ガス保安協会の業務について、当該業務の方法等の詳細について規定した業務方法書を作成し、国の認可を受けなければならないこととされている(高圧法第59条の29第1項、第2項、高圧ガス保安協会規則第1条)。新認定制度では、国は高圧ガス保安協会等に専門技術的事項の調査依頼を行うことができる旨が規定されており、これを受けて高圧ガス保安協会の業務の範囲に「法第39条の16第1項に規定する調査を行うこと」が追加された(高圧法第59条の28第1項第4号の2)。これを踏まえ、業務方法書に定めるべき事項に、「法第39条の16第1項に規定する調査の方法」を規定する。

5. 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令における主な措置事項

(1) 事業計画に記載すべき事項の追加 (第8条第4号)

高圧ガス保安協会は、高圧法第59条の28第1項に規定されている高圧ガス保安協会の業務について、当該業務の方法等の詳細について規定した事業計画を作成し、国の認可を受けなければならないこととされている(高圧法第59条の32、高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令第8条)。新認定制度では、国は高圧ガス保安協会等に専門技術的事項の調査依頼を行うことができる旨が規定されており、これを受けて高圧ガス保安協会の業務の範囲に「法第39条の16第1項に規定する調査を行うこと」が追加された(高圧法第59条の28第1項第4号の2)。これを踏まえ、事業計画に定めるべき事項に、「法第39条の16第1項に規定する調査の方法」を規定する。

6. 今後のスケジュール

令和5年8月30日

省令案・告示案に係る意見募集開始

令和5年9月29日

意見募集締め切り

令和5年11月頃

公布（予定）

令和5年12月中

施行（予定）